



閲 覧 印			
校 長	西 井	教 頭	係

事 務 連 絡

平成10年4月22日

各所属長 様

公立学校共済組合高知支部

事務局長

団体信用生命保険未加入者等に対する中途適用制度の
新設について（通知）

団体信用生命保険制度は、当共済組合からの貸付を受けた者が、償還中に万一死亡したり、一定の障害状態となった場合に、借受人又はその相続人に代わって保険会社が残存債務のいっさいを共済組合に返済する仕組みです。

従来は、基本的に新規貸付を受ける者を対象に加入申込みを受け付けていましたが、平成10年度より未加入者に対する中途適用制度が新設されましたのでお知らせします。詳細は別添の平成10年3月31日付け公本保第110の16号「団体信用生命保険未加入者等に対する中途適用制度の新設について（通知）」を参考にして下さい。

下記により申し込みを受け付けますので希望者のとりまとめをお願いいたします。

記

1 対 象 者

住宅・教育・住宅災害貸付を借入れ、償還残高が50万円以上残っている
未加入者（償還残高は新償還表を参照）

2 申し込み方法

別紙様式により、所属所ごとに希望者をとりまとめて報告してください。

対象となる所属所が多数となりますので、電話による報告はご遠慮下さい。

3 申込み期限

平成10年5月29日（金）

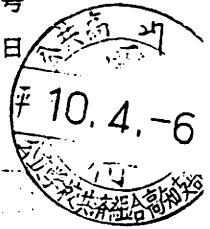
後日、必要枚数分の団体信用生命保険制度適用申込書を送らせていただきます。

団体信用生命保険の加入申込み

所 属	氏 名	団信加入希望の 貸付の種類 (〇で囲んで下さい)
(貸付事務担当者名)		住宅 ・ 教育
		住宅 ・ 教育
		住宅 ・ 教育
		住宅 ・ 教育
		住宅 ・ 教育

公本保第110の16号

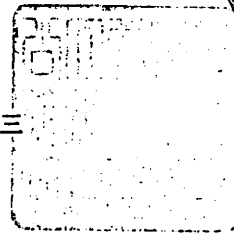
平成10年3月31日



公立学校共済組合 各 支部長 殿

公立学校共済組合本部

保健部長 関 口 元 三



団体信用生命保険未加入者等に対する中途適用制度の新設について（通知）

団体信用生命保険制度における中途適用については、従来、貸付時において健康上の理由により適用資格に合致しなかった者でその後支部長が必要と認めた者（事務取扱いの手引3頁）について取り扱うこととしていましたが、平成10年度より未加入者等に対する中途適用制度を新設し、下記のとおり取り扱いますので通知します。

記

1 新たに適用の対象とする者

次のいずれかに該当するもの。ただし、中途適用申込日の月末の未償還残額が50万円未満の者を除く。

- (1) 住宅貸付け、住宅災害貸付け又は教育貸付けの借受人で、申込日現在団信に加入していない者（任意脱退した者を含む。）で新たに団信に加入することを希望するもの。
- (2) 自動脱退になった者で再度団信に加入することを希望するもの。

2 新たな中途適用制度の事務処理要領

(1) 申込日

毎年、6月1日から6月30日までとする。

(2) 加入日

毎年、8月1日とする。

(3) 保険料充当金の口座振替日

毎年、8月22日（金融機関休業日の場合は翌営業日）とする。

3 支部における事務処理

(1) 組合員等への周知

(2) 申込書の配布及び受付

現在使用している「団体信用生命保険制度適用申込書」を使用すること。なお、支部記入欄は従来の中途適用の場合の記入方法によること。

(3) 申込書の本部あて送付